

福岡県公報

平成二十三年七月六日
第三千二百七十六号
増刊 ①

目次

告 示 (第千六百六十号)

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出

資法人の一部改正

(県民情報広報課) …………… 一

告 示

福岡県告示第千六百六十号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十三年七月六日

福岡県知事 小川 洋

「財団法人福岡県地域福祉財団」を「公益財団法人福岡県地域福祉財団」に、「財団法人福岡県人権啓発情報センター」を「公益財団法人福岡県人権啓発情報センター」に、「財団法人福岡県水源の森基金」を「公益財団法人福岡県水源の森基金」に改める。